

6 保育料（利用者負担額）

【1号認定・2号認定】（3～5歳児）

幼児教育・保育の無償化により、利用者の負担はありません。

【3号認定】

階層区分	定義		利用者負担額	
			3号認定 [0～2歳児 保育園等の児童]	
			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0円	0円
2	市民税非課税世帯		0円	0円
3-A	市民税均等割のみ課税世帯及び 市民税所得割課税額 24,300 未満世帯	ひとり親等世帯	6,700円	6,600円
		その他の世帯	14,500円	14,300円
3-B	市民税所得割課税額 48,600 未満世帯	ひとり親等世帯	6,700円	6,600円
		その他の世帯	17,600円	17,300円
4-A	77,101円未満	ひとり親等世帯	6,700円	6,600円
		その他の世帯	22,300円	22,000円
4-B	97,000円未満	ひとり親等世帯	6,700円	6,600円
		その他の世帯	27,000円	26,600円
5	市民税所得割課税世帯	169,000円未満	31,200円	30,600円
6		301,000円未満	42,700円	41,900円
7		397,000円未満	56,000円	55,000円
8		397,000円以上	72,800円	71,500円

※保育料は、利用者負担額表により、父母の市町村民税の合計額、4月1日現在の年齢及び支給認定区分（保育必要量）に応じて階層区分を判定し算定します。

※2歳児は、年度途中で2号認定へと切り替わりますが、満3歳になった後の4月1日までは無償化の対象とはなりません。

※きょうだいで利用する場合、最年長（18歳に達した年度まで）の児童から順に2人目は半額、3人目は無料となります。